





窮地に追い込まれた人や弱者には、そういうサポートは本当にありがたいですし、必要だと思います。審査請求人代理人だけではなく、手続きができず困る人へのサポートがあればできるけれど、できない人は多いのではないかと憂愁の思いです。

令和3年1月頃より、令和4年2月頃まで審査請求人の〇〇〇〇〇が〇〇〇〇したことにより、家の中が荒れ、対象児童の〇〇〇〇〇〇〇、審査請求人代理人自身も記憶にない程追い込まれていました。〇〇・〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇により毎日のように睡眠不足でした。この地獄のような日々を生きのびることができただけ、子ども2人を食べさせ何とか乗り越えられただけ、良かったと大袈裟ではなく思う程に最悪な半年間であり、まさにうちにとっては戦争や有事禍とって過言でない期間であったことをもう一度ご理解頂けないか審査して欲しいです。

処分庁は、「やむを得ないと判断し得る特段の事情がみられなかったことから、正当な理由がなく提出が遅れたものと判断したもの」と主張しています。しかし、家族の中に2人も〇〇〇〇を抱え症状が悪い事に所以し、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇など複雑な事件が身の回りでたくさん起こっている中、審査請求人代理人自身も精神的に追い込まれていました。A市障がい福祉室の窓口でも涙が堪えきれず泣いてしまうこともしばしばでした。小さな欄にどのように、何と書けばよいかわからなく止まっていると、職員Bに、コロナで来られなかったのではないですか、と誘導されそのように書くものなのだという認識で書きました。小さな欄にはそう書くのが通例なのかとその時に思いましたし、身の上の不幸な話を書くのは、いくら市役所でも恥ずかしいと感じてしまうのは当然であると思います。対象児童の〇〇、審査請求人の〇〇をできるだけ知られたくない、不幸だと、かわいそうな人だと思われたくないという心理状態で記入できませんでした。

それが原因で請求が却下されたため、今回有期再認定請求に至りました。

ただ、我が家の困難さは、市役所職員の担当の中で共通認識として持ってくれていました。(以前大阪大学医学部小児科の主治医からA市の保健センターに「対象児童の家が大変。お母さん追い込まれている。お母さんまで倒れる。適切な支援が出来ていないのではないかと連絡を入れてくださったそうで、そのあと審査請求人にもケースワーカー、対象児童にも相談員が付きました)にもかかわらず、市役所の窓口で適切な対応を受けられなかった。Cさんはたまたま、今回の提出物だけ審査請求人代理人への「届いているか。出したか」の声掛けをわすれてしまったと反省してくださっています。審査請求人代理人には到底提出できなかった理由があり、これを正当な理由と認定してもらいたいです。一人の〇〇〇〇〇が家族にいただけで大変なことですが、我が家のように、〇〇〇〇〇〇〇〇〇と〇〇〇〇〇〇〇(〇〇〇〇〇)等複数の〇〇〇〇を抱

える困難や環境を想像してもらいたい。対象児童の主治医のように〇〇〇〇の家族にも目を向け気にかけてくださる方がいるだけで環境が改善され生きる気力がわきます。よろしくお願いします。

## 2 審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

## 第3 審理員意見書の要旨

### 1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

### 2 審理員意見書の理由

- (1) 本件は、期限までに審査請求人からの特別児童扶養手当の有期再認定の手続がなされなかったことにより、特別児童扶養手当有期再認定請求書の提出期限の翌月から提出のあった月まで特別児童扶養手当が不支給処分となった事案であるが、期限までに手続がなされなかったことについて、法第11条第1号の正当な理由に該当するかどうか争点となっているのでこの点について検討する。なお、「特別児童扶養手当支給事務の手引き」(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課作成。以下「手引き」という。)では、「正当な理由」の判断については、その者の置かれた状況等を十分勘案のうえ、適正な判断をすることが望まれる、とされている。
- (2) 法第5条第1項は、受給資格者が特別児童扶養手当の支給を受けようとするときの認定の請求の手続を、法第5条の2第2項は、受給資格者が災害その他やむを得ない理由により法第5条の認定の請求をすることができなかった場合の特例を規定している。法第11条第1号の「正当な理由」と法第5条の2第2項の「災害その他やむを得ない理由」は、必ずしも同一の趣旨ではないと思料されるが、いずれの手続も行政庁に対する申請の性質を有することから、少なくとも、物理的に請求ができないなど客観的な事由が存在する場合に限られると解釈するのが相当であり、両者について特段異なる解釈をする理由はないと考えられる。
- (3) 本件についてみると、審査請求人は、自らの〇〇〇〇〇による種々の問題行動等により、特別児童扶養手当不支給処分の根拠となる法第11条第1号に規定する法第36条第1項の命令を記載した文書を、自分で持ち去ったか自宅内で紛失したかして、提出期限までに手続できなかった旨主張しているが、このことを審査請求人らが、市より療育手帳が発行された旨の通知を受け取った令和3年10月から令和4年3月に療育手帳を受け取り有

期再認定請求書及び遅延理由書を提出するまでの約5か月間、請求手続が一切できなかったことについての正当な理由またはやむを得ない理由とは認めがたい。

- (4) また審査請求人代理人は、療育手帳の受取り手続で、A市の担当者から特別児童扶養手当の手続きであるとの説明のないまま誘導により、「コロナの影響で遅くなった」と簡単に記載したが、手続きが遅くなった理由を書くようすすめられていたら、「夫の〇〇の急変により家庭がこん乱の極みで手続きが遅れた」と記入した、とするほか、〇〇〇〇のある対象児童と〇〇〇〇〇が悪化した審査請求人の問題行動等についても正当な理由として認定してもらいたい、と主張している。

しかしながら、法第5条第2項に規定する「災害その他やむを得ない理由」とは、震災、風水害等の自然災害、火災などの災害のほか、急病、出産、死亡、交通事故等によって認定の請求ができない場合をいう。」とされているところ、たとえ審査請求人自身や対象児童の体調悪化といった審査請求人らの家庭環境上の問題があったとしても、審査請求人らが提出した遅延理由書の備考欄には「コロナが流行しており外出を控えており取りに来られなかった為」としか記載されておらず、審査請求人らが反論書において主張している事情については処分時には遅延理由書等には記載されていないため、処分庁では審査請求人らの事情を勘案することは困難であることから、本件処分時において処分庁が遅延理由書の記載内容や、「受給者等がコロナ感染したのではなく、自主的に外出を控えていた」との市への聞き取り結果をもって「災害その他やむを得ない理由」には該当しないとしたこと違法又は不当な点は認められない。

また審査請求人らは、遅延理由書の備考欄に記載する際、『『コロナの影響で遅くなった』でよいですね』と誘導があった旨主張しているが、市はこれを明確に否定しており、このことを客観的に裏付ける資料等の提出もないことから、手続きが遅れたことに正当な理由又はやむを得ない理由があったと認定することは困難である。

以上のとおり、審査請求人らの家庭の事情は理解できるものの、本件処分は法令等に基づいてなされたものであり、違法又は不当な点は見当たらない。

また、手続きにおいても不公正な点や不備は認められない。

- (5) 上記以外の違法性又は不当性について

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却が妥当との意見を付す。

- (6) 本事案においては、市が令和3年10月1日に、審査請求人に療育手帳の受取りと特別児童扶養手当の有期再認定請求手続きのお知らせを送付した

後、令和4年3月8日に審査請求人らが手帳を受け取りに来るまで、市における療養手帳の受取り確認がなされていなかったことが、本件請求が遅延した一因と認められる。そこで、療育手帳の送付方法と審査請求人が一定期間、療育手帳の受取りに来られない場合の対応について、今後は、特別児童扶養手当の支給に影響する療育手帳の受取り案内等については、案内の送付から一定期間を経過しても受取りがされていないなど、特別児童扶養手当の支給に影響する療育手帳がある場合は、療育手帳の担当者と特別児童扶養手当の担当者間で連携しながら、適宜、案内や受取り督促を行うなど、よりきめ細かい住民サービスに努めるよう付言する。

#### 第4 調査審議の経過

令和7年	3月26日	諮問書の受領
令和7年	3月27日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：4月10日（審査請求人提出：令和7年4月5日付け） 口頭意見陳述申立期限：4月10日（審査請求人申立：令和7年4月5日付け）
令和7年	4月25日	第1回審議
令和7年	5月7日	審査会からA市及び審査庁に対して回答の求め （回答書：A市令和7年5月19日付け〇〇〇〇第581号、審査庁令和7年5月22日付け〇〇第1627号。）
令和7年	5月30日	第2回審議・審査請求人口頭意見陳述
令和7年	6月10日	審査会から審査請求人代理人、処分庁、厚生労働省に対して回答の求め（回答書：処分庁令和7年6月13日付〇〇第1627-2号、厚生労働省令和7年6月19日付け、審査請求人代理人令和7年6月25日付け）
令和7年	6月27日	第3回審議
令和7年	7月30日	第4回審議
令和7年	8月22日	第5回審議・参考人（職員B）による陳述
令和7年	9月19日	第6回審議
令和7年	10月22日	第7回審議

#### 第5 審査会の判断の理由

## 1 法令等の規定

- (1) 法第1条は、「この法律は、精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給し、精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。」と定めている。
- (2) 法第5条第1項は、「手当の支給要件に該当する者（以下この章において「受給資格者」という。）は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、都道府県知事（中略）の認定を受けなければならない。」と、第2項は、「前項の認定を受けた者が、手当の支給要件に該当しなくなつた後再びその要件に該当するに至つた場合において、その該当するに至つた後の期間に係る手当の支給を受けようとするときも、同項と同様とする。」と定めている。
- (3) 法第5条の2第1項は、「手当の支給は、受給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。」と定めている。
- (4) 法第11条は、「手当は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その額の全部又は一部を支給しないことができる。一 受給資格者が、正当な理由がなく、第36条第1項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかつたとき。（後略）」と定めている。
- (5) 法第35条第1項は、「手当の支給を受けている者は、厚生労働省令の定めるところにより、行政庁に対し、厚生労働省令で定める事項を届け出、かつ、厚生労働省令で定める書類その他の物件を提出しなければならない。」と、法第36条第1項は、「行政庁は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、受給資格の有無若しくは手当の額の決定のために必要な事項に関する書類その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し受給資格者その他の関係者に質問させることができる。」と定めている。
- (6) 法第38条第1項は、「特別児童扶養手当の支給に関する事務の一部は、政令で定めるところにより、市町村長が行うこととすることができる。」と、法第39条の2は、「この法律（中略）の規定により都道府県、市又は福祉事務所を管理する町村が処理することとされている事務は、地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とする。」と定めている。
- (7) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下「施行令」という。）第13条は、「法第38条第1項の規定により、次に掲げる事務は、市町村長（特別区の区長を含む。）が行うものとする。一 法第5条に規定する認定の請求の受理及びその請求に係る事実について

- での審査に関する事務（中略）三 法第35条に規定する届出等の受理及びその届出に係る事実についての審査に関する事務（後略）。」と定めている。
- (8) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律における有期認定の障害認定診断書の取扱いについて（平成23年1月11日障発0111第7号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知。以下「平成23年課長通知」という。）では、「今般、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（中略）における有期認定の障害認定診断書の取扱いについて、次のとおり定めた（中略）1 再認定に係る障害認定診断書の提出期限が到来する受給資格者に対しては、再認定月の概ね1か月前に法36条第1項の規定に基づき文書をもってその提出方を命ずること。この場合、正当な理由がなく書類を提出しないときは、法第11条（中略）の規定により支給を受けることができなくなる旨を付記すること。（中略）2 命令したにもかかわらず正当な理由がなく指定した期限までに障害認定診断書の提出がない者については、有期認定の終期の月の翌月から手当を支給しない処分を行うこと。（後略）」と記している。
- (9) 特別児童扶養手当に関する疑義について（平成28年6月15日障企発0615第3号、改正平成30年8月1日障企発0801第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知。以下「平成28年課長通知」という。）別紙第4問3答は、有期認定の期限後の手当の取扱いについて、「有期認定の際の診断書の提出について、正当な理由がなく提出が遅れた場合は、診断書が提出されるまでの間、法第11条の規定による支給停止処分を行う。その後、診断書が提出され、受給資格を満たしていると判断される場合は、その提出した日の属する月の翌月から手当を支給する。（後略）」と記している。なお、平成28年課長通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言である。
- (10) 手引きは、法第11条第1号の「正当な理由」について、「その者の置かれた状況等を十分勘案のうえ判断する。」と記している。
- (11) 行政手続法（平成5年法律第88号）第14条第1項は、「行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。（後略）」と定めている。

## 2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 令和3年5月31日付けで、A市障がい福祉室担当者は、処分庁作成に係る「特別児童扶養手当の有期再認定に係る診断書等の提出について」を審査請求人あてに通知した。その内容は令和3年7月31日を提出期限として

障がい判定に関する書類を提出するよう求めるものであった。

- (2) 令和3年10月1日付けで、A市障がい福祉室担当者は、事務連絡「通知書兼受領書」及び「特別児童扶養手当の有期再認定請求について(お知らせ)」を普通郵便により審査請求人あて通知した。当該通知には「前回の認定期限(令和3年7月)を超えているため、至急お手続きしていただきますようお願いいたします。なお、手続きが遅れた理由を遅延理由書にご記入いただき有期再認定請求書とあわせてご提出いただく必要がございます。(正当な理由なく有期期限内に有期再認定請求をしていない場合には認定期限満了の翌月から受付月まで手当を支給されない場合もあります。)(後略)」と記載されていた。
- (3) 令和4年3月8日、審査請求人代理人がA市に来庁し、療育手帳を受領した。審査請求人代理人は、当日、A市障がい福祉室担当者に特別児童扶養手当有期再認定請求書及び遅延理由書を提出した。遅延理由書本文には「療育手帳の更新を令和3年6月22日に申請しましたが、子ども家庭センターでの面接日が令和3年8月31日となりました。〔A市〕障がい福祉室から療育手帳ができあがったとの通知を令和3年10月8日に受け取りました。療育手帳での「特別児童扶養手当」の有期再認定の手続きは療育手帳受領後にしかできないため、有期期限を過ぎて本日になりました。」(日付のみ審査請求人代理人記入、その他は印字)と記載されていた。また、審査請求人代理人は備考欄には「コロナが流行しており外出を控えており取りに来られなかった為」と記載した。これについて、A市担当者が「不支給期間発生する旨伝え、了承済み。」と記載するとともに、処分庁担当者は遅延理由を再確認するため市担当者あて聞き取りの上、「受給者等がコロナ感染したのではなく、自主的に外出を控えていたとのこと。」と追記した。
- (4) 当日のやりとりについて、審査請求人代理人が提出した書面に記載の、①特別児童扶養手当の手続と知らず書類に記入した、②何を書けばよいか分からなかった時、市役所の担当より「コロナで来られなかったのではないですか」と誘導されそのように書くものと認識して書いた。我が家の困難さは市役所の担当の中で共通認識として持っていてくれていたにもかかわらず窓口で適切な対応を受けられなかった、③市役所の窓口で「コロナが原因で来られなかった」と書かされたことが原因で不支給処分をされたのなら、本当の理由と違うため再認定請求を行った、との3つの主張に対し、審理員よりA市に対し質問した。

これに対し、A市長名で以下のとおり回答があった。すなわち、①については「本市では、書類の記入の際は何の手続きの用紙か説明したうえで、案内を行っています。なお、遅延理由書の記載にあたり、躊躇している記入者に対し、市がその内容について誘導を行うことは一切ありません。」と、②

については、「再弁明書に記載された事項に対する再反論を記載した書面（再反論書）」に記載されている内容について、(1)〔上記①〕と同様に、市が記入者に対し誘導するようなことは一切ありません。また、家庭の状況について、手当担当者は、令和3年9月16日に提出された所得状況届および令和4年3月8日に提出された有期再認定請求書により、受給者（旧）〔審査請求人〕と対象児童との同居は確認していましたが、具体的な監護状況については受給者等の申し出がない限り把握は困難であり、市としてはそれまでに受給者等から聴取した情報等をもとに適切に対応を行ったものです。」と、③については、「確認事項回答書」に記載されている内容について、「補正書」および「再反論書」に挙げられている、提出が遅れた本当の理由が「妊娠や病気にひびき」または「その上をいく有事に匹敵する」か否かは、受給資格の認定を行っていない本市では判断いたしかねます。なお、(1)および(2)〔①および②〕と同様に、市は記入者に対し記載する内容について何らかの誘導を行うようなことはなく、「コロナが原因で来られなかった」と書くよう促した事実は一切ありません。」とのことであった。

- (5) 当日のやり取りの記録について、当審査会よりA市に対し、「審査請求人が令和4年3月8日付けで貴庁に提出した「遅延理由書」の備考欄には、「不支給期間発生する旨伝え、了承済み。」との記載があり、この記載は貴庁のご担当者が記載されたものと思われまます。この点について、実際に「遅延理由書」を受け取られた際、ご担当者が窓口において、どなたに対し、どのような内容の説明をされたのか、また、審査請求人がどのように納得されたのかが分かる具体的なやり取りの記録等をご提示ください。また、上記の備考欄のご担当者による記載は、審査請求人側との応対の場（面前）で書かれたものか、面談後に追記されたものか、についても併せてご教示ください。」との質問を行った。

これに対しA市は「「遅延理由書」を提出された際、窓口に来庁された審査請求〔人〕代理人に対し、正当な理由なく有期期限内に有期再認定請求をしていない場合には不支給期間が発生することを説明したと考えられます。なお、審査請求人がどのように納得されたのかが分かる具体的なやり取りの記録等は残っておりません。また、備考欄の担当者による記載は、審査請求人側との応対の場で不支給期間が発生する旨を説明し、了承が得られたうえで、面談後に追記されたと考えられます。」と回答した。

なお、審査請求人代理人によると、申請当日は審査請求人代理人が手続きを行ったが、手続きについての説明は受けたものの、療育手帳の受け取りの遅延についての理由書であると誤認していたとのことであった。

- (6) 審査請求人に対する当日の対応について、当審査会が職員Bを参考人として招致し質問したところ、①審査請求人代理人への対応については、3年以

上前のことであり、多くの市民対応をしていたので覚えていない、②窓口担当として、簡単な手続きをすることはあったが、分からないことや難しい事案（説明しても納得してもらえない場合や制度の詳細を尋ねられた場合等）は自分では対応できないので必ず正規職員に繋いでいた、③申請が長い期間途切れている場合などに、電話や手紙など何らかの対応をしていると思われる正規職員に確認することはあると思うが、その理由について「こう書くといい」というアドバイスはしていない。ただ、理由が分からない場合、その方の抱えるいろいろな事情を聴く中で、当時、コロナのせいで病院に行けなかったのかな、というふうに聞いてみたりしたことはあったと思う、④審査請求人を担当したCと面識はあるが、市役所職員ではなく、民間の相談支援所の方であり、個別の事案に関して情報交換をすることはなかった。障がい福祉室は相談と給付の二つに分かれており、市職員であるケースワーカーには事情によって相談を繋いだり、事情を話したりすることはあった、との趣旨の回答があった。

- (7) 処分庁は、令和4年4月28日付けで、審査請求人から提出期限（令和3年7月末）までに障がい判定書類の提出がなかったことを理由として、本件処分を行った。本件処分の通知書の表題は「特別児童扶養手当不支給処分通知書」となっており、内容は「不支給処分の期間 令和3年8月から令和4年3月まで」、「不支給処分の理由 提出期限（令和3年7月末）までに障がい判定書類の提出がなかったため。」と記載されており、備考欄下部の教示文の中に「あなたは、(中略)〔法〕第11条第1号の規定により、上記のとおり不支給処分となりましたので通知します。(後略)」と記載されている。
- (8) 令和4年6月29日、審査請求人は本件審査請求を行った。

### 3 判断

- (1) 法第11条は、「手当は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その額の全部又は一部を支給しないことができる。一 受給資格者が、正当な理由がなく、第36条第1項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかつたとき。(後略)」と定めている。また、平成23年課長通知は、「(前略)1 再認定に係る障害認定診断書の提出期限が到来する受給資格者に対しては、再認定月の概ね1か月前に法第36条第1項の規定に基づき文書をもってその提出方を命ずること。この場合、正当な理由がなく書類を提出しないときは、法第11条の規定により手当の支給を受けることができなくなる旨を付記すること。(中略)2 命令したにもかかわらず正当な理由がなく指定した期限までに障害認定診断書の提出がない者については、有期認定の終期の月の翌月から手当を支給しない処分を行うこと。(後略)」と記している。
- (2) 法第11条の趣旨については、手当の支給を的確に行うため、受給資格者

が正当な理由がなくて命令に従わないときなどに支給の制限を行うことができる旨定めたものであると解されている。この規定は、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第14条と同様の趣旨であるとされているが、児童扶養手当法第14条の趣旨は、児童扶養手当の支給を的確に行うため、受給資格者や対象児童などが調査に応ぜず、または命令に従わないときなどに支給の制限を行うことができる旨定めたものであるとされている（坂本龍彦『児童扶養手当法・特別児童扶養手当法等の支給に関する法律の解釈と運用』（中央法規出版、1987年）117頁、230頁）。

このように、法第11条は、調査に応じない場合や、命令に応じない場合に、受給資格者に不利益をもたらす処分である。したがって、本件処分は不利益処分としての性質を有しており、「正当な理由」については手引きにおいて「その者の置かれた状況等を十分勘案のうえ判断する」とあるように、その判断については慎重に調査確認の上で個別事情を考慮して行うことが要請される。

- (3) また、法第11条第1号における「正当な理由」があるか否かの判断については、処分庁だけでなくA市も調査確認義務を負うものである。

施行令第13条は「法第38条第1項の規定により、次に掲げる事務は、市町村長（中略）が行うものとする。」と、同条第1号は「法第5条に規定する認定の請求の受理及びその請求に係る事実についての審査に関する事務」と、同条第3号は「法第35条に規定する届出等の受理及びその届出に係る事実についての審査に関する事務」と定めており、上記の規定について、手当の認定や届出に関しては、処分庁たる都道府県知事の事務の一部を、市町村長が行う権限を有しているということになり、施行令第13条第1号及び第3号における審査の権限並びにそれに付随する調査義務には、最終的な認定の判断は処分庁たる都道府県知事が行うとしても、法第11条第1号における「正当な理由」の第一次的な判断まで含まれると解されるからである。したがって、処分庁の事務の一部を行うA市は、処分庁に先立ち、「正当な理由」の要件該当事実について、不利益処分としての性質に照らして、「その者の置かれた状況等を十分勘案のうえ判断する」という法第11条第1号に関する手引きの趣旨に則り、その有無・内容について確認調査を尽くしたうえで審査をする義務があると解されるのである。

- (4) それでは、本件においては、処分庁の事務の一部を行うA市に確認調査義務違反があるか。

本件では、本来の申請期日が令和3年7月末であったところ、審査請求人代理人が障がい判定資料である療育手帳を添えて申請を行ったのは令和4年3月8日であったため、処分庁は、提出期限までに障がい判定資料の提出がなかったことを理由に、令和3年8月から令和4年3月までの特別児童扶

養手当の不支給処分（本件処分）を行ったものである。

審査請求人代理人は遅延理由書に「コロナが流行しており外出を控えており取りに来られなかった為」と記載していたが、実際には審査請求人の〇〇〇〇からの〇〇〇及び対象児童の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇により〇〇〇〇〇〇〇としており、処分庁からの通知も審査請求人が持ち去ったか紛失したため、療育手帳の受け取りと申請を失念したというものであった。

この点、法第11条第1号の「正当な理由」については「その者の置かれた状況等を十分勘案のうえ判断する」とされている。

本件処分は、審査請求人の受給権を停止させる効果を有する不利益処分であり、次回の有期認定までの間、特別児童扶養手当が不支給となるという重大な効果を発生させるものであるから、処分庁の事務の一部を行うA市としては、本件のような事情のもとにおいては、審査請求人の置かれた状況について「正当な理由」があったのかどうかについての確認や聞き取りが必要であったと考えられる。

実際に審査請求人は、遅延理由書について療育手帳の受け取りの遅延に関する理由と誤認し、かつ、誘導の有無自体は真偽不明としても、遅延の理由をコロナと記載するよう誘導されたと認識していたわけであり、A市が審査請求人に正当な理由の有無について詳細な確認を行っていれば、審査請求人の置かれた状況を把握する機会があったというべきである。

- (5) このように、本件においては、A市の確認調査義務に不十分な点があったことを踏まえると、処分庁が本件処分時にA市に事実関係の確認を行ったとしても、処分庁の判断の根拠となる事実について十分な確認調査義務が尽くされている状態ではなかったため、本件処分は考慮すべき事情について十分考慮されておらず、取り消されるべき違法性があると考えられる。
- (6) したがって、本件審査請求は、行政不服審査法第46条第1項の規定により認容すべきである。

## 第6 付言

本件処分に係る当審査会の前記判断を左右するものではないが、以下付言する。

まず、第5の3(3)で述べたとおり、施行令第13条は「法第38条第1項の規定により、次に掲げる事務は、市町村長（中略）が行うものとする。」と、同条第1号は「法第5条に規定する認定の請求の受理及びその請求に係る事実についての審査に関する事務」と、同条第3号は「法第35条に規定する届出等の受理及びその届出に係る事実についての審査に関する事務」と定めており、上記の規定について、手当の認定や届出に関しては、処分庁たる都道府県知事の事務の一部を、市町村長が行う権限を有しているということになる。

本件A市に限らず、各市町村はこのように手当の認定請求について第一次的な審査権限を有しているのであるから、認定請求があった際には、受給要件に該当する事実について、処分庁同様に調査確認を尽くされたい。特に本件のような有期再認定においては、遅延理由書が「正当な理由」等の有無の判断に関わる重要なものであることから、申請者が理由を記載するに当たっては、必要な情報を確実に把握できるよう、窓口では慎重な対応を行うことが求められる。審査庁にあっては、各市町村にその点を改めて周知されたい。

また、A市について、令和3年10月1日に、審査請求人に「通知書兼受領書」及び「特別児童扶養手当の有期再認定請求手続きについて（お知らせ）」を送付した後、令和4年3月8日に審査請求人代理人が療育手帳を受け取りに来るまで、市における療養手帳の受取り確認がなされていなかったことが、本件請求が遅延した一因と認められる。そこで、特別児童扶養手当の支給をはじめとする各種の援助措置に影響する療育手帳の受取り案内等については、案内の送付から一定期間を経過しても受取りがされていない場合は、療育手帳の担当者と特別児童扶養手当の担当者間で連携しながら、適宜、案内や受取り督促を行うなど、よりきめ細かい住民サービスに努めることが望ましいと考える。

さらに、審査庁について、本件審査請求に係る審理手続においては、令和5年9月20日に処分庁が審査庁あてに再々弁明を行わない旨を通知したあと、令和6年11月18日に処分庁あての質問書の発出と、A市への陳述書の作成を依頼するまで、約1年2か月間にわたって審理手続が行われなかったこととなる。

この点、当審査会からの質問に対する審査庁の回答においては、「母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金」の貸付についてこの間多くの申請があり、迅速に借主に対して支払いを行う必要があり、当該業務の処理に多大な時間を要したことや、その償還に関して訴訟対応があったこと、食費等の物価高騰等への対策として低所得の子育て世帯に対し、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金の事業が国事業として新たに実施され、当該補助金事務の処理に多大な時間を要したことなどが、審理期間が長期化した理由として挙げられている。

しかし、行政不服審査法は第1条で簡易迅速な救済を旨としており、手続を1年2か月間にわたって停止させることは適切ではない。

審査庁においては、同法第28条の趣旨に沿って、事務分担の見直しや事務の効率化に努め、迅速かつ公正な審理の実現のため、審理手続を計画的に進行させるべく工夫、努力することが今後も求められる。

大阪府行政不服審査会第2部会  
委員（部会長）原田 裕彦  
委員 海道 俊明

委員 福島 豪